身体障がい者等の減免について -

心身等に障がいのある方などが所有する自動車については、申請により1台に限り自動車税種別割が減免されます(ただし、一定の条件を満たす場合に限ります。)。 この減免申請は**5月31日まで**に下記「東部県税局・総合県民局各庁舎」で 手続をしてください。

- ※新規登録などをする場合は、登録の際に東部県税局自動車税庁舎で手続をしてください。
- ※5月31日を越えても、翌年の2月末日までは減免申請をすることができますが、この場合の減免額は申請した翌月からの月割額になります。

・車検時の納税証明書について・

平成27年4月から自動車税種別割の納付確認が電子化され,車検(継続検査・構造等変更検査)時における**納税証明書の提示を省略**することができます。 ただし、納付後すぐ(最大4週間程度)に車検を受けるときに、納税証明書が必要となる場合があります。

他県から徳島県へ転入した際は、ナンバープレートを変更しましょう。

東部県税局・総合県民局各庁舎

東 部 県 税 局 自動車税庁舎 《 徳島市応神町応神産業団地 (088)641-2323》

徳 島 庁 舎 《徳島市新蔵町1丁目 (088)626-8843》

吉野川庁舎 《吉野川市川島町宮島 (0883)26-3912》

南部総合県民局 阿南庁舎《阿南市富岡町あ王谷 (0884)24-4121》

美 波 庁 舎 《海部郡美波町奥河内 (0884)74-7420》

西部総合県民局 美馬庁舎 《美馬市脇町猪尻 (0883)53-2021》

三 好 庁 舎 《三好市池田町マチ (0883)76-0371》

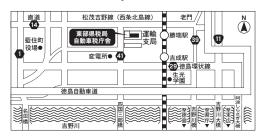
鳴門総合サービスセンター《鳴門市撫養町立岩 (088)684 - 4421》でも減免の受付、納税証明書の交付をしています。ただし、納付はできませんのでご注意ください。

自動車税についてのおたずねは

東部県税局自動車税庁舎 (088) 641-2323 FAX(088) 641-1801

受付時間 平日 8:30~17:15 〒771-1193 徳島市応神町

⊤//1-1193 偲島巾心伊町 応神産業団地1番地5



一 徳 島 県

令和4年度

※令和元年 10 月 1 日から,自動車税は「自動車税種別割」に名称が変わりました。

自動車税種別割は5月31日までに

●スマートフォンアプリ (au PAY, d払い, J-Coin Pay, LINE Pay, PayPay) 及び モバイルレジ (クレジットカード, ネットバンキング) 等で納付ができます。

- ・「領収証書」及び「納税証明書(車検用)」は発行されません。納付後,すぐに車検を受ける方は,他の方法により納付してください。
- ・ご利用の取引に応じて,手数料がかかる場合があります。
- ●コンビニエンスストアでも納付できます。
 - ・納付後,「領収証書」とともに「レシート」も受取り、大切に保管してください。
- ※記載された金額を変更して納付することはできませんのでご了承ください。
- ※詳しくは、県ホームページ及び各アプリ事業者のホームページ等をご覧ください。

納めると

自動車を所有されている方に自動車税種別割が課されます(割賦で 購入している場合は、買主(使用者)に課されます。)。

自動車の用途、排気量、積載量などによって異なりますが、皆さん

50.000

51.000

14,300

15,700

11,200

なお、二輪の小型自動車 (バイク・オートバイ)、軽自動車などについては、市町村で軽自動車税種別割が課されます。

		に身近な自動車の税額は次のとおりです。									
				年	税	額					
	納	種	別	自家用(※)	自家用	営業用					
			総排気量 1ℓ以下	25,000 ^円	29,500 ^円	7,500 ^円					
	め	乗	総排気量 1 ℓ超 1.5ℓ以下	30,500	34,500	8,500					
		用	総排気量 1.5ℓ超 2ℓ以下	36,000	39,500	9,500					
		±-	総排気量 2 ℓ超 2.5ℓ以下	43,500	45,000	13,800					

総排気量 2.5 ℓ超 3 ℓ以下

総排気量 1 ℓ超 1.5ℓ以下

総排気量 1.5ℓ超 16.000 12.800 最大積載 2 t 超 3 t 以下 16,000 12,000 ラ 3 t 超 4 t 以下 20.500 15.000 ッ ク 量 4 t 超 5 t 以下 25,500 18,500

(※) 令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた自動車に限ります。

納める時期と方法

4月1日 (賦課期日) 現在に自動車を所有されている方に、翌年3月までの1年分の税金が課され、5月中旬に東部県税局自動車税庁舎から送られる納税通知書により、5月31日 (納期限) までに納めることになっています。

最寄りの金融機関(銀行・郵便局・農協等)の窓口,コンビニエンスストア,東部 県税局各庁舎(鳴門総合サービスセンターを除く。),南部総合県民局(地域創生防災部) 及び西部総合県民局(地域創生観光部)でお納めください。

スマートフォンアプリ等で納付をすることもできます。

東部県税局(吉野川庁舎及び自動車税庁舎)及び西部総合県民局(地域創生観光部)での納付受付時間は、土日祝日年末年始を除く8時30分から17時15分まで、東部県税局徳島庁舎及び南部総合県民局(地域創生防災部)については18時15分までとなっています。

- ●自動車税種別割のグリーン化税制について
- 環境負荷の大きい自動車は、自動車税種別割の税率が加重されます。

	重	課	対	象	車		重	課	措	置
ディーゼル車	平成 23	年 3 月 31	日以前に	こ初回新規	見登録を受	けた自動車	159	率よ %重	果(注	主)
ガソリン車・ LPG 車	平成 21	年 3 月 31	日以前に	こ初回新規	規登録を受	けた自動車	(10 切	0円 り捨		で

※一般乗合用バス、被けん引車、低公害車(電気自動車等)は重課対象外です。 ※ガソリンハイブリッド車は重課対象外です。ただし、その他のハイブリッド車は重課対象に含まれます。 (注) バス(一般乗合バスを除く)及びトラック(被けん引車を除く)については、概ね10%重課。

• 環境負荷の小さい自動車は、自動車税種別割の税率が軽減されます。 (令和3年度に初回新規登録された次の自動車は、令和4年度の1年間に限り税率が軽減されます。)

l	軽	課	対	象	車	軽	課措	昔 置
	・電気自動車(・一定の排ガス。 ・プラグインハ	基準を満	たした。	天然ガス	、自動車	税率よ	り概ね	75%軽減

※営業用乗用車のうち、一定の排ガス基準を満たした自動車について、

令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成車については概ね75%軽減、

令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成車については概ね50%軽減されます。

くわしくは東部県税局自動車税庁舎までお問い合わせください。

登録	年度の途中で自動車の所有権の移転などがあると,次のようになります。							
野と古	区分	• 新規登録	• 廃車	• 所有者(使用者)変更				
と自動車税種別割	取り扱い	新規登録の翌月から 年度末までの月数に より月割課税	廃車の翌月から年度 末までの月数により 月割計算で減額	4月1日現在の所有 者にその年度分を全 額課税				
想別割	種 月 割 $\left($ 年税額 $\right) \times \left(\frac{課税される月数}{12}\right) = 月割税額 \left(\frac{100 \text{ P}}{\text{切 り}}\right)$							

平成 18 年 4 月 1 日から、引っ越しや車の売買によって現在所有している自動車のナンバーが 他県ナンバーに変わっても、 その年度における自動車税種別割の月割計算による減額や新たな 課税はなくなりました。

自動車の所有権の移転などがあったときには、徳島運輸支局でそれ ぞれの登録をする必要があります。

- ・自動車を売ったり、買ったりしたとき **→ 移転・新規登録**
- ・所有者・使用者の住所、氏名が変わったとき── 変更登録
- ・廃車したとき → 抹消登録

録

これらの登録をしないと、いつまでも自動車税種別割が課されたり、 納税通知書が届かないなどのトラブルが生じます。必ず徳島運輸支局 で登録をしてください。

ᆫ			必	要 書	事 類		移 転 登 録	抹 消 登 録
		申請	青書 (O C	Rシー	ト)	必要	必要
	主	手	数 #	의 糸	内 付	書	必 要	必要
自	な	自	動	車 柞	金 金	証	必 要	必要
	登	譲	渡	証	明	書	旧所有者が発行するもの	
動	録	印及	鑑び	証	明 実	書印	新・旧所有者双方のもの で発行後3ヶ月以内のもの	所有者のもので発行後3ヶ 月以内のもの
当力	K	委		任		状	新・旧所有者が直接申請	所有者が直接申請する場
	必						する場合は不要	合は不要
車	要	住		民		票	使用者の住民票で発行後 3ヶ月以内のもの(新所	
	な	1		24		<i>x</i> ,	有者と新使用者が同一の ときは不要)	
税	書類	車	庫	証	明	書	発行後1ヶ月以内のもの (適用地域以外は不要)	
	///	自	動車	税	申告	書	必 要	
括		ナ	ンバ	ープ	`レー	\		必要

種

- (注1) 自動車検査証(旧所有者)に記載されている住所・氏名等が印鑑証 明書と異なる場合は、つながりのわかる書類が必要です。
- (注 2) 他県から転入する場合にはナンバープレートが変わるため、自動車 の持ち込みが必要です。

受付時間 8:45~11:45, 13:00~16:00 《登録についてのおたずねは》

割